

令和2年10月20日

石狩市長 加藤 龍 幸 様

石狩市水道事業運営委員会
会長 小笠原 紘 一

水道料金表の一部見直しについて（答申）

令和2年10月2日付け石水営第749号で諮問のあったこのことについて審議し、下記のと通りの結論に達した。

記

この度の見直しは、前回料金改定時に未着手であった逦増料金制の一部を解消するもので、市民サービスの公平性の一層の拡充を図ることを目的としており、妥当なものと判断する。

ただし、今後の社会情勢の変化を的確にとらえ、長期的な事業運営の安定確保に取り組むことが必要である。

なお、審議の概要は別紙のとおりである。

【審議概要】

石狩市の水道料金は、平成 25 年 4 月に料金改定を行い、平均 16.7%の料金値上げを行うとともに、新港地区の口径 25mm 以上の大口径の逦増料金制を廃止した。一方、当別ダムを水源とした石狩西部広域水道企業団から受水する方法へ切り替えたことで、水道水の量的不安は解消された。しかし、料金値上げ率が高率であったために、基本水量などの料金体系が検討課題とされていた。

近年の安定的な経営状況から将来の見通しが安定したものであると推測されることから、さらに水道料金表の一部見直しを行うものである。

本委員会は、市から「水道料金表の一部見直しについて」意見を求められたことから、提出された資料に基づき、下記のとおり確認した。

- 1 人口推計及び給水収益の推計、高料金対策繰入金などについて実績の確認を行ったうえで将来の見込みなどについて確認した。
- 2 令和 3 年度から令和 12 年度までの投資・財政計画（収支計画）を確認した。
- 3 給水収益が減少となることから、今後においても収支バランスを中長期的に見通し、施設更新等の進捗を停滞することなく、安定した企業経営の持続に尽力することを要望する。
- 4 石狩西部広域水道企業団の第 2 期創設事業や国の繰入基準の

動向、さらにはコロナ禍、災害など、今後懸念される事案によるリスクを適宜見誤ることなく、運営上支障が生じることのないよう、不断の経営努力により、石狩市新水道ビジョンに掲げる「継続、安全、強靱」の理想像の実現に向け、楽観論によることなく、今後も水道事業者としての責務を全うしていくことを要望する。

- 5 逡増料金制の撤廃に向けての検討を重ね、経営状況を見定めて取り進めることを確認した。
- 6 諮問に先立って実施されたパブリックコメントは条例に基づき実施され、提出された意見はなかったことを確認した。